

[優秀賞]

# 明確なケースセオリーで 獲得した逆転無罪

白井淳平 大阪弁護士会・67期

## はじめに

弁護士として働き始めて数カ月、本件は事務所事件で割り当てられた初めての控訴審弁護であり、無罪を争う事件であった。

罪名は自動車運転過失致死傷と道路交通法違反（ひき逃げ）で、一審は2年4月の実刑判決。歩行者Vを死亡させる事故を直接起こしたのは別車両を高速度で運転したXであり（Xは不起訴）、被告人はX車両の進路に被告人車両を進行させようとしてX

を驚かせ、Xに急ハンドルを切らせて事故を起こさせたとして、責任を問われていた。一審弁護人から事案の説明を受けた際、「X自身も危険な運転をしているのに、なぜそのような起訴の形になるのか」という違和感が、本件の第一印象であった。

## 事案の概要

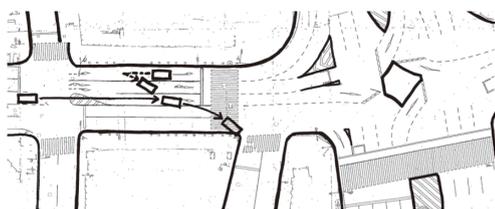
### 1 事故現場付近の状況

本件の交通事故は、ほぼ南北に走る片側5車線の

国道(以下、「南北国道」という)と、ほぼ東西に走る道路(以下、「東西道路」という)とが交差する大型交差点(以下、「H交差点」という)の西側の横断歩道(以下、「西側横断歩道」という)の南側歩道上で発生した。西側横断歩道と南北国道の北行車線との間には、南北国道に並行してほぼ南北に走る片側1車線の道路(以下、「西側道路」という)が、少し北東方向に頭を向けてその北端で東西道路とやや鋭角に接続していた。

また、西側横断歩道付近の東西道路の東行車線は、第1車線(左折車線)、第2車線(直進左折車線)および第3車線(右折車線)に区分されていた。

図表 事故当時の現場付近の状況



## 2 被告人車両の走行状況

被告人は、冬の早朝の夜明け前の時間帯に、被告人車両を運転してH交差点の西方から東西道路を東進し、H交差点を左折しようと、第1車線を走行していた。そして、被告人は、西側横断歩道の手前の停止線(以下「本件停止線」という)で、信号待ちのため先行車両に続いて被告人車両を停止させた。しかし、被告人は寝坊して出勤を急いでいたため、対面信号が赤色青矢印(右折可)であるのを見て、第3車線にまで車線変更し、H交差点に進入したうえで左折してしまおうと考えた(後述のとおり、この発想自体は問題がある)。そこで、被告人は被告人車両をいったんバックさせた後、時速約5kmの速度で、第2車線の本件停止線手前に先頭で停止していた車両と2台目の車両との間に空いていたスペースを通過させ、第2車線を斜めに横切り、被告人車両の右前部を第3車線に約50cmはみ出した形で停止させた(以下、「本件行為」という)。その後、信号に間に合わないと考えた被告人は、第1車線にバックで戻り、対面信号が青色になるのを待ってからH交差点を左折した。

## 3 X車両の走行状況

Xは、X車両を運転してH交差点の西方から東西道路を東進し、H交差点を右折しようとしていた。しかし、本件停止線から約80m手前付近を走行していた頃には、すでにH交差点の対面信号は赤色青矢印(右折可)になっていた。その頃には、X車両は時速約40~50kmで走行していたが、時速約60~70kmまで加速して第3車線を進行した。被告人による本件行為の直後に、被告人車両の右横を通過する際、Xは右にハンドルを切って右前方にX車両を進行させ、西側横断歩道の南側の歩道上に立ち止まっていた歩行者Vとそのすぐ横の歩行者用信号柱に衝突させ、Vを死亡させるとともに、X自身も重傷を負った(以下、「本件事故」という)。

このとき、X車両のタイヤにより、やや右にカーブした横滑り痕が車道に残されており、左にハンドルを戻した形跡やブレーキをかけた形跡はなかった。

## 本件の特徴

### 1 被告人車両についてのX供述が大きく変遷していること

最初にも述べたとおり、本件では、本件事故を直接起こしたXは起訴されていないという特殊性がある。では、Xは被告人のせいで本件事故を起こしたといえるのだろうか。

Xは、公判廷において、「加速をしていったら、左から白い物体が現れたので、はっと思って、右急ハンドルを切りました」などと供述している。ところがXは、事故当日、本件事故現場に臨場した警察官に対し、どんな事故であったか「まったく覚えていないんです」と述べていた。また、本件事故から3日後に入院先で取調べを受けたときにおいても、「H交差点を確認すると右折の青矢印が出ていたので、この信号で右折しようと加速したところ、信号が黄色に変わったのでさらに加速したのを覚えています。最初のスピードから加速しているのスピードは出ていたと思います。しかし、私はここから先の記憶がありません」と述べており、被告人車両の存在には一切触れていなかった。Xは、公判廷において、被告人車両の存在については本件事故からしばらく経ってからふと思い出したとするが、それがいつ頃であったのか、思い

出したことについていつ誰とどのような会話をしたかなどについてはよく覚えておらず、被告人車両の存在以外の事故状況についてもよく覚えていないと証言した。

一審において、一審弁護人も当然X証言の信用性を争ったが、一審判決は、「上記供述の変遷は、本件事故の衝撃により一時的に抜け落ちていた記憶が戻ったと理解できるほか、取調官等に被告人運転車両の存在を聞かされて記憶が混同したとも考えられないこと」などから、X証言の信用性を肯定してしまった。そして、一審判決は、被告人の本件行為により、Xにとって「驚愕すべき状況であったものと認められる」と認定してしまった。このX証言は、何としても叩かなくてはならない。

## 2 目撃者が本件事故の原因は被告人にあると断言していること

本件事故当時、目撃者Wは第2車線の本件停止線から3台目に停止していた車両の運転席にいた。Wは、本件事故の原因について、被告人車両が「無謀な進路変更をした挙げ句、右折車線を右後方から進行してくる車両の有無とその安全確認を怠って右折車線に進出したことだと思います」と供述していた。本件の起訴がいびつな形になった原因の一つは、捜査機関がこのW供述に引っ張られた可能性が高いと思われた。

Wは、同旨のことを公判廷でも供述した。このW証言も叩く必要があるが、本件事故原因の判断についてはあくまでWの意見に過ぎないのであり、客観的証拠をもって反論すべきであると考えた。

## 3 被告人が捜査段階で自白していること

被告人は、第3車線から左折しようと考えたこと自体が間違いであったことの後ろめたさや、目撃者がいると言われたこと、被害者が亡くなられたことなどから、心理的に追い詰められ、運転車両の右前部を第3車線に進出させた自分に責任がある旨の自白調書なども作成されていた。

たしかに、被告人が赤色青矢印(右折可)の間に第3車線から左折しようと考えたこと自体は明らかに問題がある。しかし、現実に被告人がした行為は、車線変更禁止でない区域において、右後方を確認し

ながら、人が歩くくらいの時速約5kmという速度で第3車線に車線変更しようとしたところ、第3車線の後方から接近してくるX車両を発見して停止しただけである。被告人には、第2車線と第3車線の境界線上の「手前で停止」する道路交通法上の義務などない。最初の考えが間違っていたことはともかく、被告人は慎重な運転を試みており、明確に違反を問える行為があったとまではいえない。捜査機関は、被告人の考えが間違いであったことを過度に重視するあまり、事件全体の見方を誤っているように感じた。

## 弁護活動

### 1 現地調査

事案を把握したところで、なるべく早い段階で事故発生現場周辺を確認するべく、ボスと車で現地調査に行った。

まず、H交差点全体の大きさが、証拠上で見るよりもずっと大きく感じられた。本件停止線から南北国道の南行車線に入るまでには図によると40m以上の距離があり、この距離感からすると、本件停止線前で赤色青矢印(右折可)が消えて黄色信号に変わった場合には、強引に右折しようすると交差点の中心部を走り抜ける前に交差する道路の信号が変わり、南北に走行する車両と衝突する危険を感じるであろう。普通のドライバーであれば、そのタイミングでH交差点に進入することを躊躇するはずである。そうすると、本件停止線で止まれないほどの速度で走行してきた場合、いわば緊急の避難行為として西側道路に右折した可能性もあることに気がついた。

また、X車両が衝突した歩行者用信号柱が、黒に近い灰色であり、本件事故発生当時のように夜明け前の時間帯であれば、非常に見えにくいであろうと思われた(このことは後日の再現実験の際に、夜明け前の時間帯にあらためて確認した)。そして、同信号柱から約1.5m離れた位置には、黄色に塗装された太い柱が立っており、東西道路から西側道路に右折する場合、ちょうどその太い柱が同信号柱の手前に重なるように見えることがわかった。この位置関係からすると、東西道路から西側道路に向けて右折する場合に、その太い柱のきわを通行しようとする、見えにくい位置に見えにくい色で立っている同信号柱に

衝突してしまうといえる。とくに、高速度で走行している場合、同信号柱に気づくのは難しいであろう。これも本件事故が起きた原因の一つであると思われた。

さらに、東西道路から西側道路へ右折した場合、Xの通勤先方面に行くためには、一方通行などの規制の関係からすぐに左折することになり、その先の南北国道との交差点（以下、「H南側交差点」という）を右折する必要があることがわかった（他のルートでは遠回りになってしまうことは、後で地図でも確認した）。そうすると、H交差点とH南側交差点の信号機の信号現示サイクルとタイミングを調べれば、本件停止線前で信号待ちをするよりも東西道路から西側道路へ右折するほうが時間短縮になるかどうかが判明すると思ひ、この点について23条照会をすることにした（後述のとおり、この証拠がダメ押しの証拠となった）。

やはり、現場に行くことで、証拠だけからではわかりにくい多くの情報や気づきが得られ、実際に現場へ行くことの重要性を、身をもって感じた。

## 2 再現実験

Xは、H交差点の対面信号が赤色青矢印（右折可）を表示していることに気づいた際、普段の感覚であつたらH交差点で曲がり切れるであろうというタイミングであつたから、西側道路に曲がるはずはない、被告人車両が現れなければ右に急ハンドルを切ることにはなかつた旨を証言した。しかし、Xが赤色青矢印（右折可）を確認した地点から加速したとしても、H交差点を曲がりきることは距離的・時間的に不可能であると思われた（この点は物理の公式も用いて、控訴趣意書でも詳しく述べた）。そのことを実際に立証するために、Xの走行状況を再現する実験を本件現場で行うこととした。

私は、周囲の暗さの条件などを同じにするために、本件事故発生当時と再現実験日の日の出時刻や天候を調べた。そして、深夜の2時に起きて現場に向かい、ビデオを撮影しながら、約3時間にわたり、何十回もXの走行状況を再現した。

その結果、すべてのケースで本件停止線に到達するより前に対面信号の赤色青矢印（右折可）の表示は消え、その後の黄色信号ないし赤色信号になっていた。このタイミングでH交差点の中心部に向けて

進入するのは危険であると感じたので、早めにブレーキをかけて本件停止線前で停止するか、西側道路へ右折するルートを選択する結果となった。この実験により、Xが西側道路へ右折しようとした可能性が十分にあることが裏づけられた。

## 3 Xが驚愕すべき状況などなかつた

Xが「加速をしていったら、左から白い物体が現れたので、はっと思つて、右急ハンドルを切りました」などと証言しており、これを潰さなくては無罪にはなれない。この証言は、言葉だけを聞いて抽象的にイメージすれば、もっともらしく聞こえるかもしれない。

しかし、被告人は、人が歩くくらいの時速約5kmでそろそろと車線変更をしており、勢いよく現れたわけではない。しかも、被告人は被告人車両の右前部を第3車線に約50cmはみ出したところで停止させている。一審で任意開示された証拠の中に、停止させた際の被告人車両の位置を再現したうえで、X車両からの見え方を撮影した写真を添付した実況見分調書を発見した。その写真を見れば、第3車線の進路は塞がれておらず、そもそもハンドルを切る必要はないし、仮に、少し危険を感じたとしても、ほんの少し右にハンドルを振り、すぐに左に戻せばよい程度状況であることが明らかであつた。少なくとも、運転歴20年以上の経験を有するXが驚愕して急ハンドルを切るような視界ではままったくなかつた。これは、Xの証言が信用できないことを客観的に示す強力な証拠であると思われたので、この実況見分調書を事実取調べ請求するとともに、写真は引き伸ばしたものを弁論で使用することとした。

## 4 Xは被告人車両にそもそも気づいていなかったか気に留めていなかった

また、一審で開示された証拠を細かく確認していった際に、ある実況見分調書の記載に目が止まつた。それは、事件発生から約2カ月後にX立会いの下で行われた実況見分に関するものであつた。

そこには、「立会人は『私が事故を起こす直前、第1車線から第3車線に被告人車両が⑦地点まで進路変更してきていた』と警察官から教えてもらいました」とあつた。これは、Xが被告人車両の存在や位置について指示説明をしたのではなく、その存

在や位置を「警察官から教えてもらった」ことを示している。そして、Xの供述録取書を時系列に並べて確認すると、ちょうどこの実況見分が行われた日を境にして、「被告人車両に驚いて急ハンドルを切った」と供述し出していることがわかった。これは、Xは被告人車両にそもそも気づいていなかったか、気にも留めていなかったのであり、警察官から被告人車両の存在を教えられたことを示す強力な証拠であった。もちろん、この実況見分調書も事実取調べ請求をした。

## 5 ケースセオリーの検討

私は事件の見立てについて、以下のように考えた。「Xはせっかちであり、H交差点の信号待ちは時間がかかるため、XはH交差点で信号待ちをしなくなかった。XはH交差点の対面信号が赤色青矢印(右折可)を表示している間に同交差点を右折しようと加速したが、間に合わなかった。H交差点の中心部へ向けて走行するのは危険であるし、少しでも先に進みたいと考え、西側道路へ右折した。しかし、高速度であったことや歩行者用信号柱の見にくさから、運転ミスをして事故を起こしてしまった。その際、Xにとって、被告人車両はまったく気にならなかった」

これまで述べてきた証拠以外の証拠についても、このケースセオリーに整合している。Xがせっかちな性格であることはXが自認している。H交差点の信号サイクルは160秒周期であり、本件停止線で信号待ちをした場合、赤信号から青信号になるまでに1分36秒待つ必要があり、信号待ちの時間が比較的長いといえる。Xは10年以上通勤でH交差点を通行しており、H交差点の信号サイクルや西側道路の存在も知っていた。本件事故発生当時、X車両のハンドルは4時から5時の方向まで右に切られており、車道上に残されていた横滑り痕からは、Xが左にハンドルを戻した形跡やブレーキをかけた形跡はなかったとされており、これらの事実はXが衝突を避けようとした行動としては不自然であって、Xが西側道路に右折しようとしたと考えてはじめて整合的に理解できる。このように、このケースセオリーは証拠全体を矛盾なく説明できるものであった。

## 6 控訴趣意書の作成

ボスと打合せをしたところ、控訴審で無罪を争う事件では、検察官立証を弾劾するだけでは無罪にひっくり返ることはほとんどないとのことであった。そこで、こちらのケースセオリーを前面に押し出して、真相はこうである、すべての証拠がそのことを示している、ということ厚く論じたうえで、弾劾に必要な部分は補充的に記載する形で作成することにした。写真や図も多く取り入れ、非常に説得的な内容の控訴趣意書が完成した。

## 7 23条照会の結果と補充書

控訴趣意書を提出してから約1週間後に、ようやく23条照会の回答書が届いた。内容を精査したところ、さらにケースセオリーを裏づける証拠となることがわかった。

本件事故発生時の時間帯において、H交差点の対面信号の赤色青矢印(右折可)が消えて黄色信号になり、その後赤色信号に変わった時刻を基準とすると、本件停止線の手前で停止した場合、次に青色信号になるのは1分36秒後である。そして、青色信号になってすぐにH交差点を右折しても、その先にあるH南側交差点の対面信号は赤色信号であり、さらに約1分弱信号待ちをしないといけない。それが青色信号に変わるのは、基準時から見て2分33秒後である。他方、H交差点の対面信号が赤色信号に変わる前に西側道路へ右折した場合、すぐに左折した先のH南側交差点の対面信号は赤色信号であるが、それが青色信号に変わるのは基準時から1分31秒後である。そうすると、H南側交差点を通過して先に進める時間には、2つのルートで1分以上の差が生じることが客観的に明らかとなった。

Xは10年以上も通勤でH交差点を利用しており、このことを知っていた可能性が極めて高い。Xは、「(H交差点の)手前に右に曲がれる道があるのは知っていますが、この道を通っても結局南北国道に出るときに信号に引っかかり先に進めないで、この道は通りません」などと述べていたが、これを潰すこともできたといえる。この結果について、控訴趣意補充書を提出するとともに、回答書を追加で事実取調べ請求した。

## 8 事実取調べと弁論

公判において、事実取調べ請求については、再現実験の映像を記録したDVD-Rが採用されなかったが、その他の証拠は概ね採用された。

次回期日に向けて弁論要旨を作成し、①X車両からの被告人車両の見え方の写真と、②本件停止線から分岐する2つのルートを図式化したものの、大型パネルを用意した。また、ハンドルの切り方を実演するために、知り合いを伝って実物のステアリング(ハンドル)を入手した。

弁論の準備が整った段階で、ボスから弁論の実演を任された。これまで法廷技術研修などで弁論を実演したことはあったが、実際の裁判で弁論するのは初めての経験であった。事務所の先輩にお願いし、弁論の予行演習を重ねた。

そして本番。緊張したが、裁判官3人が私の弁論に耳を傾けて頷いている印象を受け、手応えが感じられた。

## 9 判決

いろんな証拠がかみ合い、説得的なケースセオリーを提示できたと感じていたが、判決の見通しについて、ボスは長年の経験から悲観的であったのが印象に残っている。最後まで安心できないと思いながら、当日を迎えた。

そして、判決言渡し。「原判決を破棄する。本件各公訴事実のいずれについても、被告人は無罪」。

裁判所がきちんと答えてくれて本当に良かったと、胸をなで下ろした。

## 上告審

安心したのも束の間、上告期限経過前に検事が上告したとの連絡が入った。一体何を主張してくるのか疑問であったが、Xが被告人車両の存在について警察官に教えてもらったことを示す実況見分調書の記載内容を供述証拠として使ったものとして、訴訟手続に関する判例違反を主張してくることが考えられた。

しかし、上告趣意書の内容を見たら、実質的には事実誤認を主張するものに過ぎず、拍子抜けであった。念のため、答弁書を作成して提出した。そして、無事に上告棄却となり、無罪が確定した。

## 終わりに

本件を通じ、無罪判決を得るには、ケースセオリーを積極的に提示し、これを説得的に裏づけることが必要であることがよくわかった。これからも刑事弁護に意欲的に取り組み、精進していきたい。

(しらい・じゅんべい)

※ 本件の判決文はLEX/DB25541354に掲載。

